

配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している方のお手続きについて

措置内容

- 1.西宮市の住民基本台帳に記録がなくとも、新生児特別定額給付金の申請を行い、給付金を受け取ることができます。
- 2.手続きを行った新生児特別定額給付金は、世帯主が西宮市の住民基本台帳に登録がある場合に世帯主からの申請があっても支給しません。

対象要件

次の1～3のいずれかに該当する方

- 1.配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること
- 2.婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」又は、市区町村、民間支援団体等による「確認書」が発行されていること
- 3.西宮市において、住民基本台帳の閲覧制限等である「支援措置」の対象となっていること

手続き方法

■市の臨時給付金担当課へ「配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難している旨の申出書（以下、申出書）」を提出してください。

※「申出書」は、配偶者やその他親族からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。

※「申出書」は、本ホームページよりダウンロードできます。

【西宮市臨時給付金担当課】

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号

■「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

1.婦人相談所等が発行する「証明書」又は市区町村、福祉事務所、民間支援団体等が発行する「確認書」

2.保護命令決定書の謄本又は正本

※新生児対象者についても記載されていることなどが必要です。

※西宮市で住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市で確認がとれるため、上の書類は必要ありません。

※新生児特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。